

常盤公園特記仕様書

1 概要

所在地	保土ヶ谷区常盤台42	
公園の沿革や特徴、現指定管理期間中の改修等の状況等	昭和17年10月15日に公開され、公園周辺は、第1種中高層住居専用地域に隣接しており、戸建住宅や集合住宅などが多く、地域の貴重なオープンスペースとなっています。また、斜面に位置しており、公園内の高低差が大きく、また斜面部の植栽林が多いです。	
面積	49,226㎡（地区公園）	
有料施設	利用対象施設	運動広場
	面数	1面
	現行の利用料金	1面2時間2,600円
	対象種目	サッカー、少年サッカー
	開場期間	3月第3土曜日～2月末日※1
	休場日	年末年始期間（12/29～1/3）、毎月第1・第3・第5月曜日（休日の場合は、その直後の休日でない日）
	利用対象施設	庭球場
	面数	2面
	現行の利用料金	1面1時間1,100円
	開場期間	通年※2
	休場日	年末年始期間（12/29～1/3） 毎月第3月曜日（休日の場合は、その直後の休日でない日）
	利用対象施設	弓道場
	面数	近的場、遠的場
	現行の利用料金	1人1時間130円 団体貸切平日午前2,700円、午後4,200円 団体貸切日曜日及び休日午前4,200円、午後6,600円
	開場期間	通年
	休場日	年末年始期間（12/29～1/3） 毎月第2月曜日、第4月曜日午前 （休日の場合は、その直後の休日でない日）
	弓道場施設概要	近的場6人立ち、遠的場6人立ち、会議室和室8畳、更衣室
付帯設備	1 庭球場（2面）、運動広場、管理棟、遊具 2 弓道場 （1）構造 鉄筋コンクリート造 （2）建築面積 計536.78㎡（施設面積1,800㎡）弓道場384.75㎡（事務所、更衣室、会議室、湯沸室、トイレほか）矢取道18.35㎡、遠的場49.50㎡、近的場66.00㎡、倉庫6棟18.18㎡ （3）施設 近的（28m 的6基）、遠的（60m 的6基） （4）付属施設 弓掛2、巻わら・巻わら台5、的12、的台12	

電気設備等	1 屋内照明設備 (1) 公園管理棟 (2) トイレ 2 屋外照明灯
-------	---------------------------------------------

※1

5月16日～8月15日	9:00～19:00
5月第4月曜日、6月～7月の第2、第4月曜日、8月第2月曜日(休日の場合はその直後の休日でない日)	13:00～19:00
3月第3土曜日～5月15日、8月16日～12月第3日曜日	9:00～17:00
3月第3土曜日～5月15日、8月16日～12月第3日曜日の第2、第4月曜日(休日の場合はその直後の休日でない日)	13:00～17:00

※2

5月16日～8月15日	9:00～19:00
5月第5月曜日、6月～7月の第1、第5月曜日、8月第1月曜日(休日の場合はその直後の休日でない日)	13:00～19:00
1月4日～5月15日、8月16日～12月28日	9:00～17:00
1月4日～5月15日、8月16日～12月28日の第1、第5月曜日(休日の場合はその直後の休日でない日)	13:00～17:00

2 電気・機械設備点検・修理項目

管 理 項 目	対 象	内 容	回 数
点 検	負荷設備	分電盤・制御盤	定期点検 1回/年(法定点検) 外観点検・絶縁抵抗測定・動作確認等
	照明設備	建物内	巡視点検 1回/年 外観点検・絶縁抵抗測定・点灯確認等
	園内灯設備	分電盤・園内灯	巡視点検 1回/年 外観点検・絶縁抵抗測定・点灯確認等
	放送設備	アンプ・スピーカー	定期点検 1回/年 外観点検・絶縁抵抗測定・動作確認等
	時計設備	公園時計	定期点検 1回/年
	消防設備	消防設備	定期点検 2回/年
修 理	照明設備	建物内	ランプ交換 点検時・随時
	園内灯設備	公園内園内灯	ランプ交換 点検時・随時 水銀灯は同等照度のセラメタ又はLEDに交換してください

	修繕	各々設備	部品交換等	随時
--	----	------	-------	----

3 特記事項

(1) 指定管理者制度による公園の管理運営について

指定管理者制度は総務省が「単なる価格競争による入札とは異なるものである」と明言しているとおり、委託契約の延長ではなく、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置目的を達成するものです。

ただ単に公募条件を満たす管理運営だけを実施するのではなく、指定管理者のアイデアやノウハウを活用し、指定管理者ならではの管理運営を実現してください。

(2) 各年度の事業計画書及び事業報告書の公表について

横浜市ではすべての指定管理者制度導入施設で事業計画書及び事業報告書の公表を義務付けています。指定管理者は、北部公園緑地事務所の承認を受けた事業計画書及び事業報告書をPDF化し、北部公園緑地事務所に提出してください。北部公園緑地事務所のホームページにて公表をいたします。

なお、設置管理許可制度による施設運営に関する事業は記載しないでください。

(3) 建築物の施設管理者点検について

管理棟について、横浜市建築局作成の施設点検マニュアルにより施設管理者点検を実施し、その結果を北部公園緑地事務所に報告してください。報告時期については、北部公園緑地事務所から通知します。

(4) 公園駐車場の管理許可について

公園駐車場については、指定管理者制度と別の行政処分であり、指定管理者は管理許可により公園駐車場の運営管理を行うものとします。そのため北部公園緑地事務所への許可申請を提出し、許可を受けた後、規定の使用料を横浜市に納入する必要があります。

なお、駐車場の料金を含むすべての管理運営については、管理許可書の条件に記載した事項を遵守の上、北部公園緑地事務所の指示に従ってください。

(5) 人員体制について

指定管理者職員の労務環境や業務効率性を考慮し、公園を統括し予算や提案事業を含めた業務全般を指揮監督する統括施設長1名及び副施設長を必ず配置し、提案書には実際の人員配置を必ず明記してください。

(6) 物品の販売等の自主事業については、事前協議において別に設置許可を受ける必要はなく、指定管理区域内の指定管理事業として整理をします。その場合は北部公園緑地事務所から承認を受けるのみで実施可能です。

(7) 月報や四半期報の提出期限については、翌月30日までとします。必ず提出期限内の提出をしてください。期限までに書類の提出がない場合、実績評価での減点対象となります。

(8) 事業計画書の提出期限を事業開始年度の前年1月31日までとします。それ以後、提出された事業計画書の事前協議を必ず北部公園緑地事務所と実施し、確定次第PDF化したものを提出してください。

(9) 事業報告書の提出期限については事業終了年度の翌年5月31日までとします。こちらも事業計画書と同様の対応をお願いします。なお、3月決算以外の指定管理者の場合には北部公園緑地事務所と協議をして、提出日を定めてください。

(10) 弓道場について

現指定管理者が実施している管理運営水準を維持し、管理運営事項や保険加入や安全対策も同水準としてください。

- (11) 弓道場は会員制での施設運営はできません。多くの市民が公平公正に利用できるよう、ビジター制での運営を行ってください。
- (12) 弓道指導のため、6段錬士及び公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者の資格を持つ者を1名以上配置してください。また、5段を有する者も1名以上配置してください。
- (13) 弓道の指導者は神奈川県弓道連盟に所属していることを条件とします。
- (14) 神奈川県弓道連盟との連携が運営をしていくにあたり必須となっております。指定管理者は連携を密に図る管理運営体制を提案してください。
- (15) 弓道場敷地内の植栽から発生するせん定枝等については、資源化・再利用に努め、焼却ごみの減量化を図り、弓道場から発生したゴミは分別収集し、事業系ごみとして処分してください。
また、競技者の視点に立ち、弓道場の清掃を行い、近的・遠的の張替えと添え付け、矢道（芝生を含む。）、矢取り道、それら周辺の清掃、草刈、灌水を実施してください。
- (16) 弓道場の防矢ネットについて
営業が終了したら、50cm程度ネットを下げてください。強風注意報が発令された際は、直ちにネットを下まで降ろし、射的を中断してください。また、年に1回定期点検をメーカーに依頼してください。
- (17) 弓道場も横浜市主催事業及び共催・後援事業（市民大会等）による優先利用の対象となります。詳細は指定管理者に開示します。
- (18) 公園周辺への路上駐車について、警察等の関係機関と連携をして解消するように取り組んでください。
- (19) 電気設備の管理について
屋外電気設備（園内灯49灯・蛍光灯6面・分電盤2面・時計2面等）の巡視点検（年1回）及び公募要項に規定されている額の修繕（ランプ・安定器交換など）について、指定管理者にて実施するものとします。
なお、巡視点検の結果については、毎年7月末までに、所定の様式にて、環境創造局公園緑地整備課公園緑地設備担当に提出してください。
- (20) 電気・機械設備の管理について
指定管理者にて「2 電気・機械設備点検・修理項目」により点検及び修理を実施してください。
なお、点検報告書は点検後速やかに管理部署まで電子データで提出してください。
- (21) 園地内の不法投棄対策について
園内の一部が公道形態となっており、分別ごみの収集場所になっています。この場所への不法投棄を防止することについて、資源循環局や地元自治会・町内会等の関係機関と連携をして解消するように取り組んでください。

4 課題等（様式24記載項目）

- (1) 公園内にお茶畑が存在しており、その管理や利活用が必要となっております。その利活用方法や管理方法を応募団体の創意工夫に基づき提案してください。
- (2) 文教施設や住宅地が近接し、様々な利用者が利用する公園で、近隣住民との連携が不可欠となっております。多様な利用者に対応できる公園内での市民協働や連携の取組を提案してください。
- (3) 常盤公園弓道場とその他の園地について、一体的な管理運営の必要がありますが、どのような連携取組で相乗効果が得られるかを応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。
- (4) 指定管理区域内に公園の利便性向上や魅力向上を目的として、設置許可が必要な施設を設置することを応募団体が考えている場合は、提案書に記載をしてください。ただし、法令等によって設置ができない場合がありますのでその点ご了承ください。
- (5) その他公園の特性や維持管理上の課題等に応じた取組があれば、応募団体の創意工夫に基づいて

提案してください。

※災害時の緊急対策、安全対策、防犯対策、維持管理等については、該当する様式に必ず提案をしてください。